

企業年金スチュワードシップ推進協議会 規約

制定 2024年8月1日

(設置)

第1条 運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングについて、企業年金が協働して実施（以下「協働モニタリング」という。）するため、企業年金連合会に協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会の名称は「企業年金スチュワードシップ推進協議会」（以下「協議会」という。）とし、英文では Corporate Pension Funds Stewardship Initiative と表示する。

(目的)

第3条 運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングについて、企業年金が連携し協働することで、企業年金に係る負担軽減を図るとともに、我が国におけるスチュワードシップ活動の実質化を図ることを目的とする。

(構成員)

第4条 協議会は、協働モニタリングに参加申込を行った確定給付企業年金を実施する事業主、企業年金基金、及び存続厚生年金基金で構成する。

2 構成員のうち、協議会の定める「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に同意した企業年金を「正会員」とする。

3 構成員のうち、自らスチュワードシップ責任を果たすための方針等をウェブサイトに公表し、金融庁に通知（受入れ表明）している企業年金を「協力会員」とする。

4 協議会における活動の向上、促進を図るため、スチュワードシップ活動に関する学識経験者をアドバイザーとして委嘱することができる。

(事業)

第5条 日本版スチュワードシップ・コードにおいて、アセットオーナーに求められる原則に基づき必要な事業を行う。

(組 織)

第6条 協議会の代表者は、企業年金連合会理事長とする。

- 2 協議会の事務局は、企業年金連合会とする。
- 3 協議会の運営に係る経費等は、企業年金連合会業務経理私的年金制度普及事業会計において経理する。

(運 営)

第7条 スチュワードシップ責任を果たすための方針、事業実施計画、その他重要事項については、企業年金連合会理事会に諮るものとする。

- 2 前条第3項に係る予算及び決算については、企業年金連合会理事会に諮り、同評議員会の承認を得るものとする。
- 3 具体的な事業実施の内容について検討するため、構成員及び事務局からなる運営委員会を設置することができる。
- 4 事務局は、事業実施計画及び事業実施状況について構成員に報告する。

(入会及び退会)

第8条 協議会に入会を希望する者は、所定の方法により事務局に申し込むものとする。

- 2 協議会の会費は無料とする。
- 3 協働モニタリング等の参加にかかる交通費その他の費用は、構成員が負担する。
- 4 構成員は、事務局に通知することにより退会することができる。

(コードの受入れ表明)

第9条 協議会は、スチュワードシップ責任を果たすための方針など日本版スチュワードシップ・コードの各原則において公表が求められている具体的項目をウェブサイト公表のうえ、金融庁に通知する（受入れ表明）。

- 2 受入れ表明は、第4条に定める正会員の名称について併せて公表するものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は2024年8月1日から施行する。